

国土交通省水管理・国土保全局と独立行政法人水資源機構間の河川等に関する情報のリアルタイム交換に関する細目協定書

国土交通省水管理・国土保全局（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構（以下「乙」という。）とは、平成26年3月31日付けで締結した「国土交通省水管理・国土保全局と独立行政法人水資源機構間の河川等に関する情報のリアルタイム交換に関する協定書」（以下「協定書」という。）第5条の規定に基づき、必要な細目を定めるため、次のとおり細目協定を締結する。

（接続方法）

第1条 協定書第2条第1項に規定する情報の交換は、次のとおり回線を接続して行うものとする。

一 甲 関東地方整備局 一 乙 本社

（情報の内容）

第2条 甲及び乙が交換する情報の内容は、別表のとおりとする。

（研究成果等の公表）

第3条 甲及び乙は、受領した情報を基に実施した調査研究の成果を公表する場合には、出所を明示するとともに成果を相互に報告することとする。その他受領した情報に基づく成果の公表を行う場合には事前に了承をとることとする。

（運用・管理等）

第4条 必要な機器の運用・維持管理は、甲及び乙が各々の責任分担において行うものとし、保守、点検、回線等の経費負担に係る責任分界点は別図を基本とし、個々に協議するものとする。

2 甲及び乙は、機器の保守や故障等により情報提供が停止する際には、必要な情報を相互に共有することとする。

（有効期間）

第5条 この細目協定の有効期間は、この協定の締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から申出のないときには、この細目協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(細目及び疑義の解決)

第6条 この細目協定に関し、疑義が生じた場合又はこの細目協定に記載の無い事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

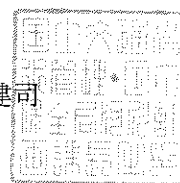
(細目協定書の保管)

第7条 この細目協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し各自1通を保管する。

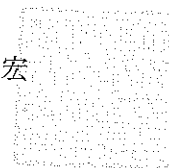
平成26年3月31日



甲 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長 金尾 健司



乙 独立行政法人水資源機構管理事業部長 井爪 宏



別表 甲及び乙が交換する情報の内容

提供区分	情報の種類
甲から乙に 提供する情報	水位 雨量 レーダ雨量 (Cバンド・XRAIN) 水質 ダム・堰諸量 積雪 洪水予報 水位到達情報 水防警報 ダム放流通知 映像情報
乙から甲に 提供する情報	水位 雨量 ダム・堰諸量 積雪 ダム放流通知 映像情報

別図 責任分界点

